

2025 年 5 月 28 日

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司 殿

デジタルデータソリューション株式会社

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 2-7-1 有楽町イトシア 16 階

池田・染谷法律事務所

上記代理人 弁護士 染谷 隆明

同 越田 雄樹

## 回答書

当職らは、デジタルデータソリューション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴会の 2025 年 5 月 7 日付再申入書（以下「再申入書」といいます。）に基づく申入れに対し、以下のとおり回答致します。

### 1. はじめに

当社は、貴会からのご指摘を踏まえて、一般消費者に誤認を与え、景品表示法の観点から違反となる表示物については修正等の対応をする予定です。

一方で、再申入書において、ご記載いただいたご指摘の内容の前提となる事実（表示内容）等について、当社が現時点で行う表示の内容と異なった表示内容を前提とした申入れをなされているなどの事情がありましたので、下記のとおりご説明差し上げる次第です。

## 2. 再申入書の内容について

### （1）再申入書の記載の前提となる表示が更新前の表示であること

貴会は、再申入書において、下記のとおり記載いただいておりますが、下記記載のリンクは現時点では、ご記載のリンク（[https://www.ino-inc.com/corporate/recovery\\_rate.php](https://www.ino-inc.com/corporate/recovery_rate.php)）においては＜現時点ページ抜粋＞のとおり記載されております。＜再申込書抜粋＞の内容は、2024年12月頃に更新されており、貴会が再申入書で認定されているような記載はございません。

そのため、貴会の再申入書におけるご指摘は前提となる表示が異なるものと

考えています。

#### <再申込書抜粋>

##### 1 はじめに

同表示の趣旨について、貴社はサイト上においてこのように説明しております。

「※当社がデータ復旧作業を行い、復旧した希望データをお客様に確認、ご納得いただいた上で、復旧したデータをお客様に納品し、データ復旧に成功したか否かを判断しています。復旧割合100%の場合だけでなく、お客様のご希望のデータを一部でも復旧できた場合も含まれます。」 ([https://www.ino-inc.com/corporate/recovery\\_rate.php](https://www.ino-inc.com/corporate/recovery_rate.php))

#### <現時点ページ抜粋（2024年12月頃に更新）>

##### 復旧件数割合について

復旧件数割合について 当社では復旧技術力を図る指標として、「復旧件数割合」（データ復旧件数/データ復旧ご依頼件数）を算出しております。

※当社がデータ復旧作業を行った結果得られたデータと、ご依頼前にお客様に確認させていただいた復旧ご希望データとの照合によって、データ復旧に成功したか否かを判断しています。なお、復旧ご希望データを100%復旧できた件数（完全復旧）と、復旧ご希望データを一部復旧できた件数（一部復旧）は個別に集計しておりますが、本ページでは月ごとで集計をした数値を揭示しております。

#### （2）一部復旧の意味内容

貴会は、再申込書において下記<再申込書抜粋>のとおり、ご指摘されてお

ます。

#### <再申込書抜粋>

そうすると、この説明に従えば、「成功定義データ」の1つしか復旧できていない場合でも、成功としてデータ復旧の件数に含まれることになります。

これは、実質的にはデータ復旧に失敗していた場合であっても一部復旧を含むこととなり、消費者をして誤認を生じさせる恐れが大きいものであります。

この点、当社は以前からご説明差し上げているとおり、お客様の復旧希望データ（復旧対象データ）の全部又は一部が客観的にデータ復旧している場合は成功、希望データの全部がデータ復旧できなかった場合は失敗と定義したうえで表示しております。このため、成功定義データを100ファイルと定めていた場合であって、作業完了後に「成功定義データ」の1つでも欠損していた場合は、全部が欠損していない限り、お客様のご希望のデータを一部復旧できたこととなります。

このような定義に基づいて、「一部復旧を含む復旧件数割合91.5%」「一部復旧33.7%」などの表示をしております。

ここでいう、「一部」という言葉には「全体の中の或る部分」といった意味で

あり、一般消費者としてもそのような内容で理解することが通常であると考えられます。この「一部」という言葉の意味を踏まえると当然、復旧希望データのうち1つが復旧できた場合でも「一部」が「復旧」できた場合にあたるといえま  
す。

そのため、1つでもデータが復旧した場合をデータ復旧の成功に含んでいたとしても、「一部」と表示していることによって、一般消費者が誤認をすることは  
ないかと存じます。

なお、貴会は「実質的にはデータ復旧に失敗していた場合であっても」とご指摘  
いただいております。拝察するに、貴会のお考えとしては、例えば、復旧希望  
データが1万件あるうち、1件しか復旧できなかったのであれば「実質的にデー  
タ復旧に失敗していた」と整理されているのかと存じますが、これは貴会の中で  
定義する「復旧成功」が「復旧希望データのうち多数の復旧ができた場合」等と  
いった定義がなされていることによります。

しかし、上記のとおり「一部」という言葉の意味には、母集団のうち多数か否  
かは問われていないばかりか、当社は、「全体の中の或る部分」といった「一部」  
という言葉の意味を踏まえて、お客様の復旧希望データ（復旧対象データ）の全

---

<sup>1</sup> 「広辞苑 第7版」。また、例えば、訴訟において、原告が訴額1億円で訴訟提起してい  
た場合に、1円でも認容された場合は「一部」認容となります。

部又は一部が客観的にデータ復旧している場合をデータ復旧の成功と定義した  
うえで表示しているのであって、1つでも復旧できた場合は「実質的にデータ復  
旧に失敗していた」という評価になることはございません。

以上